

令和8年7月31日

お客様各位

滋賀県信用組合

信楽町土砂災害を対象とした「災害復旧ローン」の取扱い開始について

このたびの令和8年7月に甲賀市信楽町で発生した土砂災害により被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

滋賀県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱期間 令和8年7月31日(金) ～ 令和9年1月7日(木)

2. 「災害復旧ローン」の概要

次の要件を全て満たす方(個人)

	制 度 内 容
対 象 者	①対象となる災害の被災者で、申込時の年齢が満20歳以上で完済時年齢が満81歳未満の給与所得者及び個人事業者 ②当組合と下記の取引実績(同居の家族を含む)が1つ以上ある方 ・給与または年金の振込取引 ・定期性預金取引(定期・定積・財形等) ・公共料金自振取引(電気・ガス・水道・NHK・電話のうち2種類以上) ※上記のいずれにも該当しない方についてもご相談をお受けします。 ③保証会社の保証・再保証が受けられる方
資 金 使 途	災害復旧のための資金 ①住宅の補修・修繕資金など ②家具・家電製品等の修理、買い換え資金 ③車両の修理、買い換え資金
融 資 金 額	500万円以内
融 資 期 間	10年以内
融 資 利 率	固定金利 年2.5%
担 保 ・ 保 証 人	原則不要、但し保証会社が条件とした場合は必要となります。
取 扱 店	全営業店
必 要 書 類	①罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など) ②本人確認書類(運転免許証など)

以 上

【お問い合わせ先】

滋賀県信用組合 業務部

滋賀県甲賀市八光2番地45号 TEL 0748-62-4100 FAX 0748-62-7727